

ごみの出し方

『一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」 平成26年3月 五島市』より抜粋

1. 家庭系ごみの出し方

表 家庭系ごみの出し方

| 分別の種類 | 出し方 | 備考 |
|---------|----------------------|------|
| 燃やすごみ | 市の指定袋(白) | (*1) |
| 燃やせないごみ | 市の指定袋(青) | |
| 有害ごみ | 無指定の透明袋 | (*2) |
| 資源ごみ1 | 無指定の透明袋 | |
| 資源ごみ2 | 無指定の透明袋 | |
| 資源ごみ3 | 紙類：ひもでしばる 布類：無指定の透明袋 | |
| 資源ごみ4 | 無指定の透明袋 | |
| 粗大ごみ | 市が発行するシールを貼る (電話で予約) | (*3) |

(*1) 市の指定袋の値段

- 大(10枚入) 400円
- 中(10枚入) 200円
- 小(10枚入) 100円

(*2) 有害ごみ、資源ごみ1、資源ごみ2、資源ごみ3、資源ごみ4

有害ごみ・資源ごみは、無指定の透明袋に入れてそれぞれ収集日にごみステーションに出す。なお、段ボール、本、チラシ、新聞紙、紙パックは、晴天時はそれぞれ別々にひもで十字にしばって出す。雨天時には、次の収集日に出すか、それぞれ別々にしばった後、透明袋に入れて出す。

(*3) 粗大ごみ

粗大ごみは、予約制とし次の手順を守る。

- 1 粗大ごみ収集の予約をする。
- 2 予約番号、収集予定日、料金の確認を行う。
- 3 料金を確認した後、指定ごみ袋販売店で粗大ごみ処理券(シール)を購入する。
- 4 粗大ごみ処理券(シール)に先に電話で確認した予約番号、収集予定日、氏名を記入し、粗大ごみに貼り付ける。
- 5 収集予定日に、予約時に指定した場所に出す。

2. 事業系ごみの出し方

表 事業系ごみの出し方

| 分別の種類 | 収集・運搬方法 | 出し方 |
|--------|----------|---|
| 燃やすごみ | ①自己搬入 | ①指定袋で搬入→無料（計量のみ） ②指定袋なし→10kg まで毎に 40 円 |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |
| 資源ごみ 1 | ①自己搬入 | 透明袋にいれてもいれなくてもよい |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |
| 資源ごみ 2 | ①自己搬入 | 透明袋にいれてもいれなくてもよい |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |
| 資源ごみ 3 | ①自己搬入 | ひもで縛っても縛らなくても、袋にいれてもいれなくてもよい |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |
| 資源ごみ 4 | ①自己搬入 | 透明袋にいれてもいれなくてもよい |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |
| 可燃粗大ごみ | ① 自己搬入 | ①シールを貼る→無料（計量のみ） ②シールを貼らない→（現場で徴集：300円又は 600 円 |
| | ②許可業者と契約 | 許可業者と契約し、料金決定 |

※奈留支所管内については、一部取扱いが異なる。